

韓国の酒類の輸入等に係る規制等の情報

平成 29 年 3 月
国稅庁

目 次

第 1	輸入申請手続	1
1	申請に必要な書類	
2	酒類の成分等の分析事項	
3	申請手続を通じて要する経費・時間・提出機関	
第 2	販売に関する規制	5
1	免許の種類及び取得方法	
2	酒類の販売に必要な規制機関への登録等	
3	業務形態、用語の定義	
4	免許取得のための基本要件／前提条件	
5	申請から免許取得までの経費・時間・申請機関・申請書の条件等	
第 3	商品に関する規制	7
1	ラベル記載項目	
2	表示規制	
3	ボトル・キャップなどの材質、容量・規格、包装材の材質	
4	ラベル認証申請	
第 4	食品衛生に関する規制	10
1	汚染物質	
2	微生物及び添加物	
3	製造者登録又は製造施設の認証制度	
4	賞味期限	
5	食品衛生関係表示	
第 5	酒類に課せられる税	12
1	輸入関税	
2	酒税	
3	付加価値税	
4	教育税	
第 6	小口輸送に関する規制	14
第 7	インターネット販売	15
第 8	規制等による実務的な課題	16

第1 輸入申請手続

1 輸入申請に必要な書類

(1) 韓国における酒類の輸入制度の概要

韓国では、輸入食品全般に係る「輸入食品安全管理特別法」が2015年2月3日に公布され、2016年2月4日に施行された。韓国では、自由貿易協定（FTA）により諸外国からの輸入食品が増加したことを受け、輸入食品の安全管理を輸出国現地の段階まで拡大することなどを盛り込んだ新しい法律である。

このため酒類の輸入申請に必要な書類とは別に、初めて韓国に酒類を輸入するにあたっては、「輸入食品安全管理特別法」に基づき輸入前の段階で製造業所の登録を行うことが必要となった（「輸入食品安全管理特別法」は2016年2月4日の施行後、6か月の猶予期間が設けられ、2016年8月4日から海外製造業所の事前登録の義務化が適用された）。

同法では、その他に通関段階の製造業所・製品の区分管理、優秀海外製造業所の登録（任意）、現地実態調査の実施が盛り込まれている。現地実態調査は、輸入食品等の危害を防止するために必要な場合や国内外において収集された輸入食品の安全情報に対する事実確認が必要な場合に、海外製造業所に立ち入り、検査ができる仕組みとなっている。

（注意点）

- 韓国における輸入食品は、「農産物及びその加工品」、「畜産物及びその加工品」、「水産物及びその加工品」、「健康機能食品」の4区分で管理されている。酒類は「農産物及びその加工品」に該当する。
- 「農産物及びその加工品」について新たな制度、規制内容を整理すると下表のようになる。

	区分	対象	内容
輸入前段階	製造業所登録管理	すべての海外製造業所	事前登録がない場合、輸入申告が拒否される。 有効期間：2年間
	現地実態調査	すべての海外製造業所	現地実態調査の拒否又は現地実態調査結果により輸入中断が可能。
	食品衛生検査機関	海外食品衛生評価機関	現地実態調査の委託先の指定。 有効期間：3年間
通関段階	輸入業者の区分管理及び製品別の区分検査	すべての輸入業者及び製品	輸入業者：優秀、一般、特別管理、製品：1等級、2等級、3等級
	検査命令	すべての食品輸入者	危害のおそれがある食品の輸入者に対して検査するように命令。
流通段階	流通管理	輸入食品等輸入・販売業	食品医薬品安全処にてすべて管理。
	教育命令	すべての食品輸入者	不適合製品の輸入者に対する教育命令。

- 製造業所登録については、食品を韓国内に輸入しようとする者又は海外製造業所の設置・運営者は、当該製造業所、生産品目及び食品安全管理システムの適用の可否などの情報を輸入申告の7日前までに食品医薬品安全処長に登録しなければならない。

（輸入食品安全管理特別法、第5条第1項）

- 食品を韓国内に輸入しようとする者又は海外製造業所の設置・運営者は、海外製造業所の登録のために、海外製造業所の登録申請書（輸入食品安全管理特別法施行規則の別紙第1号書式）を食品処長に提出しなければならない。

（輸入食品安全管理特別法施行規則、第2条第1項）

- ・ 海外製造業所の登録申請書には次の各号の事項を記載する。
 - ① 海外の製造業者の名称、所在地、代表者、電話番号、メールアドレス及びその国
 - ② 生産品目
 - ③ 営業の種類
 - ④ 食品安全に関する管理システムを適用するかどうか
(輸入食品安全管理特別法施行規則、第2条第2項)
- ・ 海外製造業所の登録の有効期間は、登録した日から2年である。
(輸入食品安全管理特別法、第5条第6項)
- ・ 通関段階で輸入業者は優秀輸入者、一般輸入者及び特別管理者の3区分となっている。優秀輸入者は輸入検査の全部または一部の省略が可能となっている。
(輸入食品安全管理特別法、第21条第2、第3項)
- ・ 輸入食品等の区分基準は、1等級、2等級、3等級輸入食品となっている。
(輸入食品安全管理特別法施行規則、第32条、別表10)

(2) 申請書の取得先機関・団体等

酒類を韓国に輸入する際には、「輸入食品安全管理特別法」、「輸入食品安全管理特別法施行令」、「輸入食品安全管理特別法施行規則」及び「酒税法」「関税法」等による規制をうける。

■ 食品医薬品安全処

(韓国語) <http://www.mfds.go.kr/index.do>

(英語) <http://www.mfds.go.kr/eng/index.do>

■ 関税庁

<https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>

● 輸入食品安全管理特別法 (수입식품안전관리 특별법)

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=168089&efYd=20160204#0000>

● 輸入食品安全管理特別法施行令 (수입식품안전관리 특별법 시행령)

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180071&efYd=20160204#0000>

● 輸入食品安全管理特別法施行規則 (수입식품안전관리 특별법 시행규칙)

<http://www.law.go.kr/lsEfInfoP.do?lsiSeq=181000#>

(3) 必要な添付書類

輸入申告をしようとする者は「輸入食品等の輸入申告書」を輸入食品等の通関場所を管轄する地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。

添付書類は、次の通りである。なお、食品の種類によって異なる。

- ① ハングルの表示がされた包装紙又はハングル表示内容が書かれた書類
- ② 国外試験・検査機関が精密検査をして発行した試験・検査成績書
- ③ 区分流通証明書又は同等の効力があることを生産国の政府が認める証明書
- ④ 賞味期限の設定理由書又は賞味期限延長事由書
- ⑤ 輸出計画書
- ⑥ 営業許可など許認可書類のコピー又は品目の製造報告書のコピー
- ⑦ 衛生証明書又は検査証明書
- ⑧ 輸出衛生証明書
- ⑨ ハラール認証食品又はハラール認証畜産物証明書のコピー
- ⑩ 第1号から第9号までの書類のほか、ダイオキシン残留量検査成績書、牛海綿状脳症に感染していない健康な反芻動物の原料を使用したという生産国政府の証明書、遺伝子組換えの安全性に関連する承認文書などの情報に基づいて輸入食品等の安全を確保するために、

食品医薬品安全処長が必要と認める書類

(輸入食品安全管理特別法施行規則、第 27 条 1 項)

酒類を輸入する者は、輸入申告する際に「関税法」による輸入申告書を所轄税関長に提出しなければならない。

(酒税法、第 23 条第 3 項)

2 酒類の成分等の分析事項

基本的に酒類を含む輸入されるすべての食品は、輸入申告に基づき通関の際に検査が行われる。輸入食品の検査種類には、書類検査、現場検査、精密検査があり、無作為標本検査の取り決めもなされている。

(輸入食品安全管理特別法施行規則、別表 9)

(1) 分析内容の証明機関

証明機関として「食品衛生法」による韓国食品安全管理院又は海外食品衛生評価機関を指定することができ、海外食品衛生評価機関は法人であること、評価機関の運営に必要な財源を確保していること、評価員を 10 人以上雇用していることなどの指定要件がある。

(輸入食品安全管理特別法施行規則、第 7 条第 1 項、別表 3)

(2) 成分の分析事項

情報なし。

3 申請手続きを通じて要する経費・時間、提出機関

(1) 経費・時間

各種の登録や検査に関する手数料は、輸入食品安全特別法及び同施行規則により定められている。

(輸入食品安全特別法、第 41 条及び同施行規則、第 50 条)

登録及び変更登録の手数料は以下の通り。

① 登録・変更登録等の申請

- ・ 優秀輸入業所登録（変更登録）申請：28,000 ウォン
- ・ 海外優秀製造業所登録（変更登録）申請：28,000 ウォン（現地実態調査費用を除く）
※ 現地実態調査を行う場合は「公務員旅費規定」により算定した国外旅費などの出張費を追加する。

② 海外食品衛生評価機関指定などの申請

- ・ 指定申請：380,000 ウォン
- ・ 変更申請：190,000 ウォン
※ 国外に所在する機関に対する現場確認を行う場合は「公務員旅費規定」により算定した国外旅費などの出張費を追加する。

(輸入食品安全管理特別法施行規則、別表 15)

所要時間に関する情報なし。

(2) 代行業者を利用する場合の料金相場

情報なし。

(3) 提出機関

「輸入食品等の輸入申告書」の提出先機関は食品医薬品安全処（輸入食品等の通関場所を管轄する地方食品医薬品安全庁）である。

関税法による「輸入申告書」は所轄の税関に提出する。

第2 販売に関する規制

1 免許の種類及び取得方法

(1) 免許制度

韓国で酒類を輸入するためには、酒類輸入業免許が必要である。さらに卸売、小売を行うためには、それぞれ酒類卸売業免許、酒類小売業免許が必要である。

(酒税法、第8条、酒税法施行令、第9条)

酒類販売業（販売仲介又は接客業を含む。以下同じ。）をしようとする者は、酒類の販売業の種類別に売り場ごとに、大統領令で定める施設基準その他の要件を備えて管轄税務署長の免許を受けなければならない。

次の各号のいずれかに該当する者が、大統領令で定めるところにより、管轄税務署長への酒類の販売に関する申告をした場合には、第1項の規定による酒類販売業の免許（以下「酒類販売業免許」という。）を受けたものとみなす。

- ① 「食品衛生法」に基づく営業許可を受けた場所で酒類販売をする者
- ② 酒類販売を主な業種としない者であって、大統領令で定める者

(酒税法、第8条第1項、4項)

酒類販売業の種類は、以下の通りである。

① 総合酒類卸売業者

酒類の製造業者又は外国産酒類を直接輸入した者から酒類（醸造用アルコールを除く）を購入して卸売すること

② 特定の酒類卸売業者

次の各号のいずれかに該当する酒類を酒類の製造業者から購入して卸売すること

- ・ 発酵アルコール飲料の濁り酒・薬酒と清酒
- ・ 伝統酒
- ・ 小規模酒類の製造業者が製造したビール

③ 酒精卸売業者

④ 酒類輸出入業者

酒類を輸出又は輸入すること

⑤ 酒類仲介業者

酒類の輸出入を仲介したり、国内で酒類のマーケティングを仲介すること

⑥ 酒類小売業者

⑦ 酒精小売業者

- ・ 酒類販売業の免許を受けようとする者は、酒類の販売業の種類別に次の各号の事項を記載した申請書に企画財政部令で定める書類を添付して売場管轄税務署長に提出（国税情報通信網による提出を含む。）しなければならない。

① 申請者の個人情報

② 売場の位置

③ 倉庫面積（別表5第1号・第2号及び第4号中輸入する場合に限る。）

(酒税法施行令、第9条)

- ・ 輸入業者又は卸売業者からの配送には「酒類運搬許可」が必要である。所有車両又は賃貸車に国税庁長が定める、酒類運搬用車両であることを示す表示をすることとなっている。

(酒税法施行令、第46条の2第1項)

■ 企画財政部

<http://www.mosf.go.kr/>

● 酒税法 (주세법)

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141065&ancYd=20130607&ancNo=11873&efYd=20130701&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>

● 酒税法施行令 (주세법 시행령)

<http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EC%A3%BC%EC%84%B8%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9&x=0&y=0#undefined>

● 酒税法施行規則 (주세법 시행규칙)

<http://www.law.go.kr/DRF/lawService.do?OC=mofe&target=law&MST=181698&type=HTML&mobileYn=&efYd=20160309>

(2) 必要な経費・時間、機関

- ・ 酒類販売業免許の手数料は5万ウォン、酒類小売業の手数料は3万ウォンとなっている。
- ・ 手数料は企画財政部で定めている。

(酒税法施行規則、第10条の2)

2 酒類の販売に必要な規制機関への登録

(1) 規制機関

酒税法に関しては「企画財政部」(管轄の税務署)、輸入食品安全管理特別法に関しては「食品医薬品安全処」となる。

■ 企画財政部

<http://www.mosf.go.kr/>

■ 食品医薬品安全処

(韓国語) <http://www.mfds.go.kr/index.do>

(英語) <http://www.mfds.go.kr/eng/index.do>

(2) 登録料、有効期間

- ・ 免許を取得する際には、酒類販売業免許証として総合酒類卸売業者・特定の酒類卸売業者・酒精卸売業者・酒類輸出入業や酒類仲介業者は5万ウォン、酒類小売業は3万ウォンを要する。

(酒税法施行規則、第10条の2)

3 業務形態、用語の定義

韓国では、酒類は販売チャネルの段階別に免許制度を採用しており、原則的には製造→卸売→小売→消費者といった流通段階を経る。

酒類販売業は総合酒類卸売業者、特定の酒類流卸売業者、酒精卸売業者、酒類輸出入業者、酒類仲介業者、酒類小売業者、酒精小売業者に分類されている。

4 免許取得のための基本要件／前提条件

- ・ 酒税法施行令により、酒類販売業の種類別に、免許の要件が定められている。
- ・ 酒類輸入業の免許は、対外貿易法による貿易業固有番号を有する者が取得できる。
- ・ 総合酒類卸売業者は資本金 5000 万ウォン以上、66 m²以上の倉庫面積を有し、総合酒類卸売の専業であることが条件である。
- ・ 酒類輸出入業は 22 m²以上の倉庫面積を有することが条件である。

(酒税法施行令、第9条、別表5)

5 申請から免許取得までの経費・時間、申請先機関・申請書の条件

情報なし。

第3 商品に関する規制

- 食品衛生法

<http://www.law.go.kr/LSW/lSsc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&searchName=LicLs%2C0&qury=%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9C%84%EC%83%9D%EB%B2%95#undefined>

- 食品衛生法施行令

<http://www.law.go.kr/LSW/lSsc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&searchName=LicLs%2C0&qury=%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9C%84%EC%83%9D%EB%B2%95#undefined>

- 食品衛生法施行規則

<http://www.law.go.kr/LSW/lSsc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&searchName=LicLs%2C0&qury=%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9C%84%EC%83%9D%EB%B2%95#undefined>

1 ラベル記載項目

(1) 義務表示、任意表示

酒類の表示基準は「食品衛生法」第9条、第10条の適用を受ける。表示事項、表示方法などの詳細は食品医薬品安全処の告示（食品などの表示基準）で定められている。一般的な食品の表示基準に加え、酒類の場合は、エタノールの含有量を表示しなければならない。

一般的な表示事項

- ① 製品名
- ② 食品の種類
- ③ 業者名及び所在地（輸入業者名と所在地、製造業者名）
- ④ 製造年月日
- ⑤ 賞味期限又は品質維持期限
- ⑥ 内容量
- ⑦ 原材料名及び含有量
- ⑧ 成分名及び含有量
- ⑨ その他食品等の詳細表示基準にて定める事項

- ・ 清酒

エタノール含有量

発酵により得られたエタノールすべてが白米からのものであれば「純」という単語を表示することができる。（任意表示）

- ・ 焼酎

エタノールの含有量

2 表示規制

(1) 表示禁止事項

情報なし。

(2) 文字の大きさ、色等

表示場所と文字サイズは、「食品等の表示基準」第5条で定められている。

図表. 表示場所、文字サイズの規定事項

区分	内容	文字サイズ
主表示面	・ 製品名	6 ポイント以上
	・ 内容量 (内容量に相当するカロリー量)	12 ポイント以上
一括表示面	・ 食品の種類	8 ポイント以上
	・ 製造年月日	10 ポイント以上
	・ 賞味期限及び品質維持期限	10 ポイント以上
	・ 原材料名及び含有量	7 ポイント以上
	・ 成分名及び含有量	7 ポイント以上
その他表示面	・ 業者名及び所在地	8 ポイント以上
	・ 栄養成分	8 ポイント以上
	・ 注意事項	10 ポイント以上
	・ その他事項	6 ポイント以上

(3) 表示言語

ハングル表示が原則だが、漢字や外国語を併記することができる。

3 ボトル・キャップ等の材質、容量・規格、包装材の材質

(1) 材質

包装容器の素材に関する規格基準は、食品医薬品安全処の告示「器具及び容器・包装の基準及び規格」に従うように定められており、規定値以上の重金属等を含むしないこと、印刷面が食品に接触しない事などが規定されている。

環境問題への対応として、「資源の節約及びリサイクル促進に関する法律」(環境部所管)の規定により、容器・包装材に合成樹脂材等を使用する場合には、リサイクル(回収)の義務がある。

(2) 容量・規格

現行法上、容器サイズの規格を定める基準はない。ただし、「製品の包装材料及び包装方法に関する基準等に関する規則」を超えた場合、過大包装に該当し、「資源の節約と再活用促進に関する法律」第41条による300万ウォン以下の過怠金が賦課される。

● 製品の包装材料及び包装方法に関する基準等に関する規則 (韓国語)

<「環境部告示 第418号」(施行・改正 2013.9.17) >

<http://www.law.go.kr/lsLinkProc.do?&lsNm=%EC%A0%9C%ED%92%88%EC%9D%98%ED%8F%AC%EC%9E%A5%EC%9E%AC%EC%A7%88%ED%8F%AC%EC%9E%A5%EB%B0%A9%EB%B2%95%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99&joLnkStr=&c hrClsCd=010202&mode=20#>

(3) 包装材の材質

食品の包装には、「器具及び容器・包装の基準及び規格」が適用される。この中では、加工

食品の包装に多く使用されているフィルム、シートなどの合成樹脂材についての定義や材質基準が規定されている。

包装方法に関する規格基準は環境部告示の「製品の包装材質・包装方法に関する基準などにおける規則」第4条で定められており酒類の場合は「包装空間比率」が10%以下、包装回数が2回以内と定められている。

● 器具及び容器・包装の基準及び規格（韓国語）

＜「食品医薬品安全処告示 第 2016-51 号」（告示日 2016-06-29）＞

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=687&pageNo=12&seq=10854&sitecode=2016-06-29&cmd=v>

4 ラベル認証申請

ラベルの認証制度はないが、製品の輸入申告の際に韓国語表示の包装（ラベルなど）の見本を提出する。通関には韓国語表示が必要であるため、事前に韓国語で表示されていない場合には、税関の許可を得て、保税区域内の補修作業で韓国語ラベルを貼付しなければならぬ。この場合、追加費用が発生する上、通関にかかる時間が長くなるため、輸出国で韓国語ラベルを表示して輸入するのが一般的である。

酒類の容器又は商標に以下の事項を表示することとなっている。

- ・ 酒類の種類
- ・ 原料の名称と含有量
- ・ 主な原料が生産された国や地域
- ・ 製造年月日と免税かどうか
- ・ 賞味期限や品質保持期限
- ・ その他大統領令で定める事項

（酒税法、第44条の2）

さらに酒類の用途を家庭用・免税用などに分類して表示することとなっている。

酒類の製造業者又は酒類輸入業者は、国税庁長が定めるところにより、酒類の用途を家庭用・免税用などに分類して、これを容器に表示しなければならない。

（酒税法施行令、第46条第1項）

第4 食品衛生に関する規制

1 汚染物質

酒類中の農薬、動物用医薬品（抗生物質）や添加物については、「食品衛生法」第7条、第14条の規定により、食品公典及び食品添加物公典の基準に従わなければならない。

なお、加工食品の残留農薬基準は、CODEX (WHO/FAO の定める国際規格) の基準を優先的に適用する。

2 微生物及び添加物

食品添加物の使用に関する規制や基準は、食品医薬品安全処告示の「食品添加物の基準及び規格」により定められている。

酒類に添加できる材料は酒税法施行令の別表1「酒類別添加材料」に定められている。

(酒税法施行令、第2条、別表1)。

3 製造者登録又は製造施設の認証制度

「第1 輸入申請手続」の項で示した「輸入食品安全管理特別法」の事前登録制度により、輸入前段階ですべての海外製造業所の登録が義務づけられている。また、製造施設の認証については、海外優秀製造業所の登録が可能で、輸出国の海外製造業所の設置・運営者が食品医薬品安全処長に申請する。

海外の製造所の設置・運営者は、食品医薬品安全処長が定めた海外優秀製造業者の登録基準に適合する場合には、食品医薬品安全処長に海外優秀製造所登録することができる。

海外優秀製造業登録をしようとする者は、総理令で定めるところにより、食品医薬品安全処長に申請しなければならない。登録した事項のうち、総理令で定める重要な事項を変更しようとする場合もまた同じである。

(輸入食品安全管理特別法、第8条第1項、第2項)

4 賞味期限

「ビール」「マッコリ」等を除く酒類は、ラベルに製造年月日を表示しなければならない。「ビール」については、品質維持期限を表示しなければならない。

5 食品衛生関係表示

(1) アレルギー

「食品等の表示基準」に、「アレルギー誘発成分（卵類、牛乳、そば、ピーナッツ、大豆、小麦等）を使用する製品と、そうでない製品を同じ製造施設で製造する場合、混入の可能性があるとの内容を表示する。」との規定がある。

(2) 特定の化学物質

表示を義務づけている化学物質はない。

(3) 遺伝子組み換え

遺伝子組み換え食品（以下「GMO 食品」）は、GMO 食品と区分して流通・管理したことを証明する「区分流通証明書」又は、輸出国の政府が認める証明書を提出しなければならない。

GMO 食品を原材料として製造・加工した食品や食品添加物は、GMO 食品であることを表示しなければならない。

(参考情報)

● 食品の基準及び規格（韓国語）

< 「食品医薬品安全処告示 第2016-101号」(2016.9.12、一部改正) >

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=687&pageNo=4&seq=11482&sitecode=2016-12-29&cmd=v>

● 食品添加物の基準及び規格（韓国語）

< 「食品医薬品安全処告示 第 2015-85 号」 (2015. 11. 19、一部改正) >

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=687&pageNo=6&seq=11290&sitecode=2017-05-08&cmd=v>

● 器具及び容器・包装の基準及び規格（韓国語）

< 「食品医薬品安全処告示 第 2016-51 号」 (2016. 6. 29、一部改正) >

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=687&pageNo=12&seq=10854&sitecode=2016-06-29&cmd=v>

● 食品等の表示基準（韓国語）

< 「食品医薬品安全処告示 第 2015-98 号」 (2015. 12. 22、一部改正) >

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=687&pageNo=4&seq=11462&sitecode=2016-12-27&cmd=v>

● 遺伝子組み換え食品などの表示基準（韓国語）

< 「食品医薬品安全処告示 第 2017-7 号」 (2017. 1. 25、一部改正) >

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=687&pageNo=3&seq=11597&sitecode=2017-01-25&cmd=v>

● 食品関連営業者等に対する食品衛生教育の規定（韓国語）

< 「食品医薬品安全処例規 第 89 号」 (2016. 12. 16 一部改正) >

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=1015&pageNo=1&seq=11383&sitecode=2016-12-16&cmd=v>

第5 酒類に課せられる税

<韓国の酒類に課せられる税>

1 輸入関税	2 酒税	3 付加価値税	4 教育税
品目別の HS コード区分による	酒の種類ごとに設定	一律 10%	酒税額により設定

<酒類に課せられる税について>

税の種類	酒類の区分	税率
1 輸入関税	・ 清酒：HS2206. 00. 20. 10	15%
	・ ワイン：HS2204. 10-2204. 29	15%
	・ 焼酎：HS2208. 90. 40. 00	30%
	・ ビール：HS2203. 00. 00. 00	30%
2 酒税	・ 清酒、ワイン	30%
	・ 蒸留酒（焼酎など）、ビール	72%
3 付加価値税	・ 一律	10%
4 教育税	・ 酒税が 70%を超えるもの（焼酎など）	酒税の 30%
	・ 酒税が 70%以下のもの（清酒など）	酒税の 10%

(注) 税金の算出法

輸入関税：CIF 価格×輸入関税率

酒税：(CIF 価格+関税額) ×酒税率

付加価値税：(CIF 価格+輸入関税+酒税+教育税) ×10%

教育税：酒税額×教育税率

韓国で酒類を輸入・販売する際に課税される税は、①輸入関税、②酒税、③付加価値税、④教育税がある（すべて国税）。これらの税金は、輸入通関の際に、輸入業者によって納付される。

1 輸入関税

韓国の関税は、「関税法」「関税法施行令」「関税法施行規則」により規定されている。韓国には、国定関税率（基本税率、暫定税率、弾力関税率）及び国際協力関税がある。品目分類は HS 方式であり、対日輸入適用税率は一般税率（WTO 譲許関税率）である。酒類の区分に基づく関税は上記表に示した税率である。

■ 関税庁

<https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>

● 関税法（관세법）

<https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>

● 関税法施行令（관세법 시행령）

<https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>

● 関税法施行規則（관세법 시행규칙）

<https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>

2 酒税

酒税は、「酒税法」「酒税法施行令」「酒税法施行規則」により規定されている。

酒類の販売（輸入・卸売）の際に、輸入業者又はメーカーに対して課税される。酒の種類ごとに税率が定められている。

酒類とは、アルコール分 1 度以上の飲料をいい、アルコール度数は摂氏 15 度で全容量 100 分中に含まれているアルコール分の容量である。

(酒税法、第 3 条、第 5 条)

■ 企画財政部

<http://www.mosf.go.kr/>

● 酒税法 (주세법)

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141065&ancYd=20130607&ancNo=11873&efYd=20130701&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>

● 酒税法施行令 (주세법 시행령)

<http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EC%A3%BC%EC%84%B8%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9&x=0&y=0#undefined>

● 酒税法施行規則 (주세법 시행규칙)

<http://www.law.go.kr/DRF/lawService.do?OC=mofe&target=law&MST=181698&type=HTML&mobileYn=&efYd=20160309>

アルコール飲料の税率は、次表の通りである。

区分	税率
発酵酒	濁酒：100 分の 5 菓酒及び果実酒：100 分の 30 清酒：100 分の 30 ビール：100 分の 72
蒸留酒	100 分の 72

(酒税法、第 22 条第 2 項)

3 付加価値税

商品の取引又はサービスの提供における過程で生じる付加価値 (利潤) に対して課税される税金で、税率は一律 10%である。

(付加価値税法、第 30 条第 1 項)

● 付加価値税法 (부가가치세법)

<http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EB%B6%80%EA%B0%80%EA%B0%80%EC%B9%98%EC%84%B8%EB%B2%95&x=39&y=15#undefined>

● 付加価値税法施行令 (부가가치세법 시행령)

<http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EB%B6%80%EA%B0%80%EA%B0%80%EC%B9%98%EC%84%B8%EB%B2%95&x=39&y=15#undefined>

● 付加価値税法施行規則 (부가가치세법 시행규칙)

<http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EB%B6%80%EA%B0%80%EA%B0%80%EC%B9%98%EC%84%B8%EB%B2%95&x=39&y=15#undefined>

4 教育税

酒税の税率が70%を超えるものには酒税額の30%、70%以下のものには10%が賦課される。

第6 小口輸送に関する規制

小口貨物での少額物品等の免税対象は、韓国の居住者が受け取る少額物品で、当該貨物の総課税価格が15万ウォン以下であり、個人使用目的と認められるものである。

個人輸入の輸入数量限度は、個人使用認定基準（免税通関範囲）300g。ただし、課税額が15万ウォンを超えた場合は課税対象となる。

酒類は、条件付許容物品であり、個人使用又は贈り物の場合にのみ1本（1リットルまで）まで許される。ただし、いかなる種類の酒類についても酒税及び教育税がかかる。

第7 インターネット販売

韓国における酒類の通信販売・インターネット販売は、伝統酒など一部の酒類を除いて禁止されている。

酒類を通信販売できる事業者は、酒類製造免許者として管轄税務署長の承認を受けた者に限られ、韓国の農産物を主原料として製造される酒類や伝統文化の伝授・保全に必要であると認められる酒類等に限定されているため、日本産酒類については該当しない。

酒税法にもとづく「酒類の通信販売に関する命令委任告示」を参照されたい。

■ 国税庁

<http://www.nts.go.kr/>

● 酒類の通信販売に関する命令委任告示

<http://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=1&query=%EC%A3%BC%EB%A5%98#liBgcolor13>

第8 規制等による実務的な課題

韓国現地での実務的な課題を収集し、それらの情報から、日本産酒類の輸入、販売、販路拡大等における観点から情報を整理した。

項目	今後輸出を実施する事業者の課題	既に輸出事業を行っている事業者の課題
日本産酒類の輸入における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 2016年施行された「輸入食品安全管理法」への対応（登録）。 輸入時点でのサンプル検査が厳しくなり、サンプル検査数の増大によってコストアップとなっていることを考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故後の規制では、政府証明書、原産地証明書の提出及び放射能検査の実施がある（精密検査対象を除いて放射能検査の費用は韓国政府が負担）。 「輸入食品安全管理法」への対応。特に日本の製造所への実査が実施された場合の対処等。
販売における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 生魚を好きな韓国人は多いが、日本食は家では食べないという特性の把握。 販路チャンネルとしては、主に日本料理店となるため、主要な顧客を押さえている大手の酒類販売業者との取引契約が第一選択肢となる。 一方、酒類卸売許可証を新たに取得した業者とのタイアップの可能性も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本産酒類のPR方法の検討。 日本料理店では地酒を主体にお薦め品をカラー印刷したマットを用意するなど工夫がみられる。 高額となる酒類の贈答品需要が2016年9月施行の接待禁止の法令により影響を受けている（5万ウォンを越える贈答品の禁止）。
販路拡大における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> これまでは日本料理店が増加してきたことにより、日本産酒類の輸入も増加してきたが、日本料理店の出店の伸びが止まってきたため、新規店の発生による販路拡大については多くを期待できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品の品質を含めた商品力をどう訴求するか。 地酒などの販路拡大では、日本産酒類をすでに扱う日本料理店に対する個別の販売プロモーションを地道に行う必要がある。このため販売実績を上げる際のコスト管理が重要となる。